

<p>1. 開会 池田指導官</p>	<p>定刻前ではございますが、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今より、「令和7年度 長崎地方労働審議会 第1回家内労働部会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、賃金室賃金指導官の池田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題の審議に入りますまで、事務局の方で司会進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の委員の皆様のご出席状況でございますが、委員総数9名の内、8名のご出席があり、3分の2以上のご出席が認められますので、地方労働審議会令第8条第3項の規程に基づき、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして、初めに、労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>2. 労働基準 部長挨拶 松野部長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日のこの部会は、長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止についてご審議していただくことにしております。</p> <p>のちほど担当のほうから現在の状況につきましてご説明申しあげますが、全国での委託者、家内労働従事者数は、昭和48年のピーク時には約200万人の家内労働従事者がおりましたが、年々減少しまして、令和6年10月1日現在では約9万人まで減少している状況になってございます。</p> <p>今回ご審議いただく長崎県婦人既製洋服製造業における委託者、家内労働者は、平成25年以降減少を続けており、最新の調査結果では委託者数及び家内労働者数ともに0となっております。</p> <p>このようなことから、本日は長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止についてご検討いただきますが、円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 部会長及び部会長代理について</p>	

<p>池田指導官</p>	<p>続きまして、「部会長及び部会長代理について」でございますが、令和7年11月28日に開催されました、令和7年度第1回長崎地方労働審議会におきまして、公益代表委員の岩瀬部会長及び森永部会長代理がそれぞれ選任されております。</p> <p>それでは、岩瀬部会長よりご挨拶をいただきまして、この後の議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>岩瀬でございます。皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日が、今期初めて開催される部会ですが、家内労働に関わる最低工賃の審議につきまして、委員の皆様のご協力を仰ぎつつ、円滑に審議を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、まず、家内労働部会の議事録の確認でございますが、公益代表委員は私、家内労働者代表委員からは中島委員を、委託者代表委員からは峯下委員を、それぞれご指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>4. 議題 （1）長崎県 婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止について 岩瀬会長</p>	<p>それでは早速ですが、議事に入ります。</p> <p>本日は、「長崎県婦人既製洋服製造業」に係る最低工賃の廃止につきまして、審議をいたします。</p> <p>まず、事務局から、諮問理由及び資料につきまして、ご説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>おはようございます。初めに、諮問理由についてご説明いたします。</p> <p>長崎県婦人既製洋服製造業における委託者・家内労働者の推移については、平成25年は委託者数3社、家内労働者数21人でしたが、その後年々減少し、令和6年は委託者数1社、家内労働者数1人となりました。</p> <p>令和7年4月の委委託状況届により、委託者数及び家内労働者数ともに0となっており、委託者より今後委託は行わないことを確認しております。</p> <p>厚生労働省から示されている目安といたしましては、「最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通</p>

しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討したうえで、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。」とされています。

事務局といたしましては、委託者数・家内労働者数が既に0となっており、委託者より今後委託は行わないことを確認しておりますことから、家内労働部会でのご審議をいただきたく廃止諮問に至った次第です。

続きまして、本日の資料につきましてご説明いたします。

資料番号1は、家内労働部会委員名簿になります。

2ページから9ページの資料番号2から5は、地方労働審議会及び家内労働部会関係の各種規程です。

11ページの資料番号6は、長崎県における最低工賃の設定と、改正状況の一覧となっておりますが、長崎県では現在、男子既製洋服製造業と婦人既製洋服製造業の2業種の最低工賃を設定しておりますが、2業種とも平成13年度に工賃の改正を行って以降、現在まで据え置きとなっております。

本日は、このうち、「婦人既製洋服製造業」の最低工賃の廃止につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

現在の家内労働の実態について、資料を見ていただきながら説明いたします。

13ページの資料番号7「家内労働の現状」をご覧ください。

これは全国の家内労働の状況について、厚生労働省本省で取りまとめられている令和6年度の資料になります。

15ページの第1表では、家内労働者数、委託者数ともに、令和6年度まで年々減少傾向となっております。

次に16ページの第2表をご覧ください。

令和5年度と比較して、家内労働者数はいずれの業種においても減少しています。長崎県での家内労働最低工賃の設定業種である「繊維工業」は3.6%のマイナスとなっております。

次に17ページの第3表「都道府県別の家内労働者・委託者人数一覧表」ですが、家内労働者数が一番多いのは東京都の7,833人で、一番少ないのは長崎県の177人となっております。

18ページの第4表は、危険有害業務に係る委託者の状況ですが、長崎県では対象業務の委託がありませんので省略いたします。

19ページの第5表は、業種ごとの委託者規模の一覧です。業種別では「繊維工業」は最も委託者が多くなっていますが、1委託者あたりの平均家内労働者は9.5人で、3番目に少なくなっています。

次に21ページの資料番号8「令和7年度家内労働概況調査票」ですが、

	<p>これは、毎年、長崎県内の各労働基準監督署に届け出が行われる「家内労働委託状況届」を集計したものです。</p> <p>業種別の内訳では「繊維工業」が最も多く、委託者が21社、家内労働者は101人となっています。</p> <p>そのほかには、「印刷・同関連及び出版業」、「電気機械器具製造業」や「機械器具製造業」で家内労働が行われています。</p> <p>続きまして、本日の議題である「長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃」に関する状況について、23ページの資料番号9になります。</p> <p>平成25年は委託者数3社、家内労働者数21人でしたが、年々減少し、令和6年には委託者数1社、家内労働者数1人となりました。さらに、令和7年4月の委託状況届により、委託者数及び家内労働者数は、共に0となっています。</p> <p>25ページの資料番号10は、長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃表となっています。</p> <p>27ページの資料番号11は、諮問文の写しを添付しております。</p> <p>その他に資料番号はありませんが、カラー刷りで家内労働法とフリーランス法の適用関係について、フリーランス法に関する相談先について厚生労働省のホームページに掲載している内容につきまして、資料としてお配りしております。</p> <p>令和6年11月1日より新たに「フリーランス法」が施行され、同法に規定する特定受託事業者には、家内労働法に規定する家内労働者も含まれることとなっています。フリーランス法は、厚生労働省では雇用環境均等局、各都道府県労働局の雇用環境・均等室の所管とされているところですが、「労働者性を強める要素」と判断される場合には、労働基準関係法令の適用を行い、保護することになっています。</p> <p>また、最低工賃が廃止になったとしても、家内労働法は適用されることとなります。</p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>ただ今の事務局からの説明に関しまして、何かご質問等はございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>ご質問等ございませんか、ありがとうございます。</p> <p>ご質問がないということで進めさせていただきます。</p> <p>それでは、今回諮問されております長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止につきまして、ご意見を伺いたいと存じますが、まず、家内労働者代表委員からご意見を頂戴したいと思います。</p>

<p>中島委員</p>	<p>それでは、中島委員よろしく願いいたします。</p> <p>皆様おはようございます。</p> <p>連合長崎の中島と申します。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今回、長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止についての諮問でございますけれども、取り巻く周囲の状況をかんがみますと、委託者が0、労働者も0という状況でありますので、廃止という判断については特段の異論はないというところであります。</p> <p>もし廃止されたとしても、その後も家内労働としての取扱いは残るということとなりますので、また改めてそういうふうな事象が発生した場合については、しっかりとこの場で審議をしながら改定していただければと思っています。</p> <p>つきましては、今回の廃止に係る諮問について、異論はないということをお願いしたいと思います。</p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして、委託者代表委員からご意見を頂戴したいと存じます。峯下委員お願いいたします。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>委託者側としても、労働者側と同じ考えでございます。</p> <p>先ほど説明の中でありました、存続させるかどうかの目安が100人未満などのご説明を踏まえましても、今後委託者が増え、労働者も増えるという状況はないという印象でございますので、廃止について賛同するものです。</p> <p>また、中島委員のご発言にもありましたとおり、今回の最低工賃が廃止されたとしても家内労働法の取扱いは残りますし、今後当該最低工賃の対象者が出た場合は改めて審議することが可能であるということですので、その点を踏まえましても、今回廃止には賛同できると思います。以上でございます。</p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今、長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃につきまして、家内労働者代表委員からは、委託者、労働者共に0であるということから廃止について異論は特にないというお話、また、新たな事象が出た場合には家内労働法があるので再度の審議が可能であるというご意見を頂戴いたしました。</p> <p>委託者代表委員からは、今後委託者が増えるということは考えにくい</p>

	<p>ということと、それに加えまして労働者が増えるということは考えにくいということ、また、新たに対象者が出た場合でも、家内労働法があることで、その対応が可能であるというご意見がございました。特に、廃止に関しましては、異論はないということでございました。</p> <p>他に、委員の皆様からご意見がある方いらっしゃいませんか。</p>
各委員	<意見なし>
岩瀬部会長	<p>意見も出尽くしたようですので、廃止について採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見のある方はお願いいたします。</p>
各委員	<意見なし>
岩瀬部会長	<p>それでは、特にご意見がないようですので採決に入りたいと思います。採決につきましては、賛成、そして反対の順にお聞きしていきますので、各委員の皆様は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが採決に入ります。</p> <p>長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃について「廃止」とすることに賛成の方、挙手をお願いします。</p>
各委員	<挙手>
岩瀬部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆様、賛成ということで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から採決の結果報告をお願いいたします。</p>
池田指導官	<p>それでは、採決の結果をご報告します。</p> <p>採決の際の委員の出席は、部会長を含めて8名でございました。</p> <p>部会長は、地方労働審議会令第8条第2項の規定により、可否同数の時に裁決権を持っていることから委員として採決に加わらないとされ、採決につきましては、部会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は7名。賛成が7名、反対が0。</p> <p>よって、賛成多数となりましたことをご報告いたします。</p>
岩瀬部会長	<p>採決の結果、賛成7名、反対0で「長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃について」は「廃止」とすることが本部会によって決定いたしました。この結果を長崎地方労働審議会に報告したいと存じますが、ご</p>

<p>各委員</p>	<p>異論ございませんでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>それでは、審議結果を事務局でまとめてもらい、部会報告案を作成してもらいますので、しばらくお待ちください。</p> <p><部会報告書（案）を各委員へ配付></p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>それでは、部会報告書（案）がお手元に配付されましたので、事務局は朗読をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>「長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止決定に関する報告書」</p> <p>当家内労働部会は、令和8年2月3日、長崎地方労働審議会から付託された長崎県婦人既製洋服製造業に係る最低工賃の廃止決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。</p> <p>なお、審議経過の概要は別紙2のとおりである。</p> <p>別紙1、次の長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃を廃止決定の官報公示の前日限り廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適用する家内労働者 長崎県の区域内で、婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。 ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した金額とする。 この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。 4 効力発生日 法定どおり。 <p>以下、最低工賃の表につきましては、割愛させていただきます。</p> <p>別紙2、家内労働部会審議経過概要につきましては、別紙2の内容のとおりです。</p>
<p>岩瀬部会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今朗読していただいた案のとおり、報</p>

	<p>告書を作成してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
岩瀬部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この家内労働部会報告は、3月16日（月）開催の地方労働審議会に報告することになっております。</p> <p>なお、長崎地方労働審議会運営規程第10条により、本部会の議決をもって審議会の議決となりますことを申し添えます。</p>
(2) その他	
岩瀬会長	<p>その他でございますが、委員の皆様方から、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><意見等なし></p>
岩瀬部会長	<p>よろしいでしょうか。では、事務局より何かございますか。</p>
木場室長	<p>岩瀬部会長をはじめ、各委員の皆様方には、円滑なご審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>本日ご審議いただきました結果につきましては、3月16日（月）に予定されております長崎地方労働審議会の場において、森永部会長代理より長崎地方労働審議会会長あてご報告いただく予定としております。</p> <p>その上で、長崎地方労働審議会会長より長崎労働局長あて答申をいただくこととなります。</p> <p>答申後についてですが、答申のあった当日より労働局掲示板やホームページに答申内容を公示し、家内労働者や委託者からの異議申出を受け付けます。</p> <p>異議申出期間は、公示をした日の翌日から15日間となっておりますので、3月31日（火）が異議申出の期限となります。</p> <p>仮に異議申出がありますと、長崎地方労働審議会にてご審議いただくこととなります。</p> <p>また、円滑に事務処理が進みますと、令和8年4月22日が官報公示日となりますので、その前日の4月21日が廃止日となります。以上です。</p>
岩瀬部会長	<p>はい。ありがとうございました。また、委員の皆様方には、円滑なご審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、これで長崎地方労働審議会家内労働部会を閉会いたします。</p>